

令和4年度 北海道支部事業結果報告

目 次

I. 基盤的保険者機能関係	5ページ
II. 戦略的保険者機能関係	16ページ
III. 組織・運営体制関係	32ページ

取組項目一覧表 (KPI)

	事業計画 取組 (KPI設定) 項目	目標	実績		自己評価
		KPI	令和4年度	KPI 達成状況	A~C
基盤的 保険者 機能 関係	1. 健全な財政運営	設定なし	-	-	B
	2. サービス水準の向上 ①サービススタンダードの徹底 ②郵送化率の向上	①100% ②95.5%以上	①100% ②95.2%	①達成 ②未達成	B
	3. 限度額適用認定証の利用促進	設定なし	-	-	B
	4. 現金給付の適正化の推進	設定なし	-	-	B
	5. 効果的なレセプト内容点検等の推進 ①レセプト点検の査定率の向上 (対前年度以上) ②1件あたりの査定金額の向上 (対前年度以上)	①0.445%以上 ②5,776円以上	①0.468% ②7,051円	①達成 ②達成	A
	6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 ・施術箇所3部位以上、かつ15日以上 of 施術割合の削減	0.65%以下	0.58%	達成	A
	7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 ①保険証の回収率向上 (対前年度以上) ②返納金債権の回収率向上 (対前年度以上)	①90.36%以上 ②71.28%以上	①91.00% ②51.82%	①達成 ②未達成	B
	8. 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率向上	93.4%以上	91.7%	未達成	B
	9. オンライン資格確認の円滑な実施	設定なし	-	-	B
	10. 業務改革の推進	設定なし	-	-	A

「自己評価」について A (実施計画を上回る)、B (実施計画どおり)、C (実施計画を下回る)、- (評価不可)

取組項目一覧表 (KPI)

	事業計画 取組 (KPI設定) 項目	目標	実績		自己評価
		KPI	令和4年度	KPI 達成状況	A~C
戦略的 保険者 機能 関係	1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 iii) 重症化予防対策の推進 （受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合） iv) コラボヘルスの推進（健康事業所宣言の宣言事業所数） v) 北海道支部独自の保健事業 （北海道支部の被保険者かつ健診受診者の喫煙率）	i) 58.0%以上 （内訳） ①生活習慣病予防健診 53.3%以上 ②事業者健診データ 11.9%以上 ③被扶養者健診34.4% ii) 26.1%以上 （内訳） ①被保険者25.8%以上 ②被扶養者27.7%以上 iii) 12.4%以上 iv) 2,650社以上 v) 38.28%以下	i) 53.1% （内訳） ①生活習慣病予防健診 54.1% ②事業者健診データ 8.5% ③被扶養者健診19.7% ii) 11.4% （内訳） ①被保険者10.9% ②被扶養者26.0% iii) 7.98% iv) 2,771社 v) 36,87% （令和3年度）	i) 未達成 ii) 未達成 iii) 未達成 iv) 達成 v) 達成	i) B ii) C iii) C iv) A v) B
	2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 （全被保険者数における健康保険委員が委嘱されている事業所の割合）	44.5%以上	42.84%	未達成	B
	3. ジェネリック医薬品の使用促進（使用割合（対前年度末以上））	82.3%以上	83.3% （令和5年2月）	-	B
	4. インセンティブ制度の実施及び検証	設定なし	-	-	B
	5. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	意見発信の実施	実施（2件）	達成	B
	6. 調査研究の推進	設定なし	-	-	B

取組項目一覧表 (KPI)

	事業計画 取組 (KPI設定) 項目	目標	実績		自己 評価
		KPI	令和4年度	KPI 達成状況	A~C
組織・ 運営 体制 関係	I) 人事・組織に関する取組				
	1. 人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置	-	-	-	B
	2. 人事評価制度の適正な運用	-	-	-	B
	3. OJTを中心とした人材育成	-	-	-	B
	II) 内部統制に関する取組				
	1. リスク管理	-	-	-	B
	2. コンプライアンスの徹底	-	-	-	B
III) その他の取組					
1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等 (一般競争入札に占める一者応札案件の割合)	20%以下	12.5%	達成	A	

「自己評価」について

A (実施計画を上回る)、B (実施計画どおり)、C (実施計画を下回る)、- (評価不可)

I . 基盤的保險者機能關係

I. 基盤的保険者機能関係

1. 健全な財政運営

事業計画

- (1) 評議会における保険料率に関する議論
- (2) 保険財政に関する周知広報
- (3) 各審議会等の協議の場における意見発信

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《評議会における保険料率に関する議論》

- 10月及び1月の評議会において、5年収支見通しを示し、財政赤字構造が解消されないことに加え、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれることや、財政悪化した健保組合が解散を選択し協会けんぽに移行する事態が予想されること等、協会けんぽを取り巻く楽観を許さない状況を丁寧に説明したうえで、保険料率に関する議論を開始し、事業主代表・被保険者代表・学識経験者それぞれ立場からのご意見をいただき、本部に意見発信を行った。

《保険財政に関する周知広報》

- 今後、より一層厳しさを増すことが予想される協会の保険財政について、加入者により一層ご理解いただくため、8月には定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報紙など）で広報を実施した。また保険料率改定の広報実施時の2月、3月には、生活習慣病予防健診の自己負担軽減などの保健事業の充実と併せて広報を実施した。定期広報媒体に加えて新聞広告やWEB広告などを活用し、訴求対象に合わせた内容で広報を実施し、年間を通じて広報を行った。

《各審議会等の協議の場における意見発信》

- 北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議の場において、北海道民の医療費適正化や健康度の向上等の推進に資する意見発信を行った。

I. 基盤的保険者機能関係

2. サービス水準の向上

事業計画

- (1) サービススタンダード100%の遵守
- (2) 郵送による申請の促進
- (3) お客様満足度の向上

KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする。

自己評価

B

主な実施内容と結果

《サービススタンダード100%の遵守》

- 新型コロナウイルスの感染拡大による傷病手当金が急増したが、100%を達成することができた。
※コロナによる申請 令和3年度 2,823件 → 令和4年度 22,223件

《郵送による申請の促進》

- サテライト窓口の閉鎖効果により前年以上の数値となったが、目標には未達となった。

《お客様満足度の向上》

- 支部窓口職員との定期的な打ち合わせや実務研修等のほか、電話対応時の注意事項シートによる意識づけを徹底し、より一層のサービスの向上に努めた。

項目	令和4年度	令和3年度	増減
郵送化率	95.2%	93.5%	↑前年度1.7%

I. 基盤的保険者機能関係

3. 限度額適用認定証の利用促進

事業計画

- ・限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《限度額適用認定証の利用促進に向けた各種取組の推進》

- ・ 主に入院病床のある医療機関に対して申請書の備え付け依頼を継続したほか、限度額適用認定証を利用した際のメリット等に関する広報を実施した。

4. 現金給付の適正化の推進

事業計画

- (1) 業務処理手順の標準化の徹底
- (2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行
- (3) 傷病手当金等の適正給付の推進

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《業務処理手順の標準化の徹底》

- ・ 業務処理手順の標準化を徹底し、適正な事務処理を実施した。

《傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行》

- ・ 事務処理手順書に基づき、日本年金機構から提供される年金データとの突合を行い、障害年金等との併給調整を漏れなく実施した。
令和4年度 457件 95,251,680円（令和3年度 543件 106,210,006円）

《傷病手当金等の適正給付の推進》

- ・ 給付適正化PT会議を開催する案件は発生しなかった。

I. 基盤的保険者機能関係

5. 効果的なレセプト内容点検の推進

事業計画

- (1) 査定率の向上につながる内容点検の実施
- (2) 社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有
- (3) 社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応
- (4) 資格及び外傷点検の効果的な実施

KPI

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度（0.445%）以上とする
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（5,776円）以上とする

主な実施内容と結果

自己評価

A

① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4年度計	3年度計
医療給付総額 (A)	22,368,225,710	25,937,936,490	24,976,496,250	24,672,109,300	26,594,690,530	25,991,718,550	26,281,615,090	25,705,310,020	25,744,976,730	25,159,759,020	25,444,054,140	24,709,436,030	303,586,327,860	299,185,766,590
基金査定額 (B)	82,064,290	73,316,290	84,733,220	78,749,070	72,862,330	75,633,820	75,347,530	78,848,690	81,282,870	72,524,070	79,901,320	80,116,830	935,380,330	1,041,555,980
協会査定額 (C)	37,540,320	34,323,430	40,994,710	43,298,920	41,065,440	47,856,600	44,967,130	31,720,630	28,520,060	33,200,500	43,495,270	58,771,790	485,754,800	289,089,660
査定率 ((B+C)÷A)	0.535%	0.415%	0.503%	0.495%	0.428%	0.475%	0.458%	0.430%	0.427%	0.420%	0.485%	0.562%	0.468%	0.445%

② 再審査レセプト1件当たりの査定額

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
3年度 査定額	5,689	5,819	5,585	5,562	5,610	5,635	5,591	5,703	5,697	5,635	5,647	5,776	5,776
4年度 査定額	6,864	5,909	6,513	8,006	6,443	7,104	7,420	6,749	7,634	7,031	7,686	7,413	7,051

《次項へ続きます》

I. 基盤的保険者機能関係

5. 効果的なレセプト内容点検等の推進

主な実施内容と結果

《査定率の向上につながる内容点検の実施》

- ・ 再審査査定結果等からレセプト点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、内容点検の質的向上を図った。その結果、査定率は0.468%となり、前年度から+0.023%となった。また、支部別順位は全国2位となった。
- ・ 査定効果額を最大限維持すべく、手術を伴う入院レセプトなど、高点数レセプトを優先して点検する方針を令和4年度も継続したことにより、1件あたりの査定額は7,051円となり、前年度から+1,275円となった。

《社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有》

- ・ コロナ禍において、書面開催としていた社会保険診療報酬支払基金北海道支部との打ち合わせについても、令和4年度は対面により開催を再開し、より一層の情報共有を図った。
- ・ 具体的には、支払基金によるAIを活用した審査支払新システムの導入による審査傾向の変化及び令和4年10月からの審査事務拠点に職員を集約する新たな組織体制等に関する情報共有を行い、同基金北海道支部の一次審査と当支部における二次審査が重複することないよう、審査事務の効率化を図った。

《社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応》

- ・ 社会保険診療報酬支払基金改革に関する変更点・課題、特に審査業務全体の効率化や審査結果の不合理な差異解消を実施するためのブロック単位での新たな組織体制に向けた情報共有を図り、レセプト点検員への積極的な情報提供及び今後の対策を検討した。

《資格及び外傷点検の効果的な実施》

- ・ システムを最大限に活用し、迅速・確実な点検を実施し、さらに効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を進めた。特に、令和5年1月からの業務システム刷新に関しては万全の準備・対応を図った。また、令和4年度も引き続きオンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替・分割サービス等、確実に実施する体制の構築を図った。

I. 基盤的保険者機能関係

6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

事業計画

- (1) 患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化
- (2) 施術管理者に対する照会業務の強化
- (3) 適正受診に関する周知広報
- (4) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費における、審査手順の標準化

KPI

・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度（0.65%）以下とする

主な実施内容と結果

自己評価

A

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4年度 合計	3年度 合計	
療養費 (柔道整復 施術分)	受付件数 (A)	34,532	35,158	37,221	39,609	38,538	37,450	37,195	37,202	35,642	33,531	33,440	33,542	433,060	438,780
	3部位+15日以上 の申請件数 (B)	237	211	196	270	206	201	191	216	201	200	190	195	2,514	2,835
	割合 (B÷A)	0.69%	0.60%	0.53%	0.68%	0.53%	0.54%	0.51%	0.58%	0.56%	0.60%	0.57%	0.58%	0.58%	0.65%
	照会件数 (C)	269	288	303	327	303	332	289	208	301	252	264	237	3,373	13,543
	支給決定件数 (D)	34,039	34,489	36,487	38,827	37,841	36,864	36,678	36,486	34,851	32,978	32,927	32,948	425,415	431,148

《患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化》

- ・「柔整」患者照会（負傷原因等）に関する照会業務の強化として、特に3部位や15日以上 of 施術に的を絞った照会を実施することにより、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合を減少させることができた。
- ・「あはき」患者照会（長期頻回）に関する文書を5件発送した。

《施術管理者に対する照会業務の強化》

- ・施術管理者に対する照会業務の強化として、面接確認委員会を活用し、2 施術者を呼出し指導することにより適正化を図った。
※当該面接において、施術管理者から直接疑義案件の詳細を聴取した結果、不適切な取扱いが確認されたため、厚生局への情報提供を1件行った。

《適正受診に関する周知広報》

- ・「柔整」適正受診に関して、患者照会時の発送文書および令和4年6月～7月の支部定期広報媒体により、事業主及び加入者に周知した。
- ・「あはき」健康保険が適用となる条件等を、患者照会時の発送文書および令和4年6月～7月の支部定期広報媒体により、事業主及び加入者に周知した。

《あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費における、審査手順の標準化》

- ・事務処理手順書に基づき、医師の同意内容に疑義が生じた場合については、医師照会を確実に実施した。

I. 基盤的保険者機能関係

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

事業計画

- (1) 保険証回収業務の強化
- (2) 保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知
- (3) 債権管理業務の効率化・回収業務の推進

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（90.36%）以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（71.28%）以上とする

自己評価

B

主な実施内容と結果

保険証回収率は前年度比で+0.64%と上回った。しかしながら、債権回収率は前年度比で△19.46%と大きく下回った。これは年度後半に発生した高額債権が自主納付ではなく、完了までに一定の時間を要する保険者間調整※1による対応となったことで、年度内の納付に結びつかなかったことによる影響が大きいと思われる。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られるが、最終的に調整が完了するまで4か月から6か月程度を要する。）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4年度計	3年度計
①対象件数 (A)	70,254	22,426	21,462	23,343	18,342	18,809	78,688	22,187	25,302	22,927	20,147	28,057	371,944	312,114
①回収件数 (B)	66,158	20,495	18,613	20,838	16,028	16,323	76,080	19,550	21,747	20,227	17,577	24,815	338,451	282,031
①保険証回収率 (B÷A)	94.17%	91.39%	86.73%	89.27%	87.38%	86.78%	96.69%	88.11%	85.95%	88.22%	87.24%	88.44%	91.00%	90.36%
②喪失後調定額 (C)	7,548,858	39,497,045	16,454,040	28,428,246	11,836,364	21,638,626	3,989,163	30,091,266	6,654,211	39,058,583	12,050,911	21,228,564	238,475,877	147,527,619
②回収額 (D)	2,898,526	2,699,896	4,711,858	3,567,968	4,233,656	5,574,979	5,933,037	4,198,945	28,221,457	6,234,845	27,086,992	28,217,153	123,579,312	105,164,689
②債権回収率 (D÷C)	38.40%	6.84%	28.64%	12.55%	35.77%	25.76%	148.73%	13.95%	424.11%	15.96%	224.77%	132.92%	51.82%	71.28%

《次項へ続きます》

I. 基盤的保険者機能関係

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

主な実施内容と結果

《保険証回収業務の強化》

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理がなされた9営業日後に、保険証未回収者に対する返納催告を速やかに実施することに加え、回収不能届に記載された電話番号を用いた電話催告を1,242件実施した。

《保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知》

- ・ システムにより保険証未回収枚数の多い事業所を抽出し、電話による催告を420件実施した。特に、日本年金機構に対し、電子申請による資格喪失届を行っている事業所の未回収が多い傾向にあるため、重点的に電話・文書等による催告を進めた。

《債権管理業務の効率化・回収業務の推進》

- ・ 資格喪失後の国民健康保険加入が確認できた債務者については、国保との保険者間調整を積極的に活用することにより、返納金債権回収率の向上を目指した。(575件 74,489,860円)
- ・ 次の保険資格は確認できたものの、接触ができなかった債務者に対しては、弁護士名による催告、内容証明郵便による催告等を実施し、それでもなお反応がない者には、支払督促等の法的措置を実施した。(60件 5,922,891円)
- ・ 資格喪失後受診が判明した高額レセプト(5,000点以上)について、居住市町村への国保加入状況を調査し、医療機関へのレセプト請求切替を依頼することにより、債権発生未然防止を図った。(22件 1,218,879点)
- ・ 法的措置により、債務名義を取得した債権で財産が特定できたものは、強制執行を実施した。(28件 5,145,096円)

I. 基盤的保険者機能関係

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

事業計画

- (1) 被扶養者資格の再確認の実施
- (2) 未提出事業所に対する提出勧奨の強化
- (3) 未送達事業所に対する調査

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

主な実施内容と結果

自己評価

B

実施結果	令和4年度	令和3年度
再確認対象事業所数	63,033事業所	63,054事業所
リスト受付件数	57,828件	57,578件
提出率	91.7%	91.3%
被扶養者削除人数	3,063人	2,661人

未提出事業所への勧奨	令和4年度	令和3年度
電話勧奨	147事業所	367事業所
文書勧奨	12,584事業所	11,920事業所

《被扶養者資格の再確認の実施》

- ・ 前年よりも提出率は0.4ポイント向上したものの、KPIは未達となった。

《未提出事業所に対する提出勧奨の強化》

- ・ 12,584事業所に勧奨文書の発送し、電話による勧奨フォローを147事業所に行った。

《未送達事業所に対する調査》

- ・ 未送達事業所に対する調査については、確実に実施した。（日本年金機構に依頼し、所在の追跡を実施）

I. 基盤的保険者機能関係

9. オンライン資格確認の円滑な実施

事業計画

・加入者及び事業主への周知広報

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《加入者及び事業主への周知広報》

- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットや保険証利用の申込方法のほか、利用可能な医療機関や薬局の情報提供について、健康保険委員向け広報紙（令和4年11月号）で発信した。

10. 業務改革の推進

事業計画

- (1) 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- (2) 生産性の向上の推進

KPI

設定なし

自己評価

A

主な実施内容と結果

《業務の標準化・効率化・簡素化の推進》

- ・ユニットミーティングや業務日報による集計、審査・確認事務手順に基づく事務処理など、本部の策定したスキームを確実に実施し、推進することができた。
- ・令和5年1月の新システム稼働により、一層の効率化も実現できた。

《生産性の向上の推進》

- ・上記標準化・効率化・簡素化を推進することにより、新型コロナウイルスの感染拡大による傷病手当金の増加などの要因にも耐え得る体制を構築することができた。

II. 戰略的保險者機能關係

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上

事業計画

- ・被保険者の特定健診実施率の向上
- ・事業者健診データ取得率の向上
- ・被扶養者の特定健診実施率の向上

KPI

- 特定健診実施率を58.0%以上とする
(内訳) ① 生活習慣病予防健診実施率を53.3%以上とする
② 事業者健診データ取得率を11.9%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を34.4%以上とする

自己評価

B

主な実施内容と結果

		令和4年度				令和3年度	
		目標実施率	対象者	受診者数	受診率	受診者数	受診率
被保険者	生活習慣病予防健診	53.3%	728,133	393,738	54.1%	377,833	50.6%
	事業者健診データ取得	11.9%	728,133	61,531	8.5%	65,985	8.8%
被扶養者	目標実施率	34.4%	206,761	40,736	19.7%	40,887	18.6%
全体	目標実施率	58.0%	934,894	496,005	53.1%	484,705	50.1%

※令和4年度結果は速報値のため、確定数値と異なる場合がある。

《被保険者の特定健診実施率の向上》

- ・制度周知による確実な受診につなげるために、新規適用事業所及び任意継続被保険者への文書・電話勧奨等を確実に実施した。(勧奨実施件数：新規適用事業所3,962事業所、任意継続被保険者26,127人)
- ・コロナ禍における受診抑制意識の解消と令和5年度の自己負担額軽減を受診者数増加に結び付けていくために、令和4年度下期に一部地域で健診機関による事業所への受診勧奨(公募)事業を先行実施した。(5機関で354事業所に対し勧奨を実施)
- ・受診者数は393,738件、受診率についても54.1%となり、生活習慣病予防健診受診率におけるKPI(53.3%以上)を達成した。(感染拡大が何度かあったものの、令和2～3年度に比べ、健診機関において感染予防対策を踏まえた受入体制の安定化が図られたことが要因と考えられる)

《事業者健診データ取得率の向上》

- ・契約健診機関からのデータ取得を促進するため、外部委託による事業所への同意書取得勧奨を実施した。(1,187事業所20,239件)
- ・厚生局・労働局・北海道との連名による文書勧奨、また、業界団体(北海道トラック協会)や健診機関(北海道労働保健管理協会)と連携した文書勧奨を実施した。(連名文書送付対象件数：566事業所20,421件)
- ・令和4年10月の地方公務員等共済組合法改正により、従来、データを取得していた一定数の対象者が共済組合へ移管したこと等による影響もあり、取得率は8.5%となり、KPI(11.9%以上)の達成に至らなかった。

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上

主な実施内容と結果

《被扶養者の特定健診実施率の向上》

- 制度周知による確実な受診につなげるために、新規加入被扶養者及び任意継続被扶養者への文書勧奨を確実に実施した。（文書勧奨実施件数：新規加入32,550人、任意継続13,482人）
- 受診率向上につなげるため、無料特定健診をのべ166会場で実施し、12,269名が受診した。
- 受診率は19.7%となり、KPI（34.4%以上）の達成に至らなかった。

○各健診全体（合計）としては、受診率は53.1%となり、KPI（58.0%以上）の達成に至らなかった。

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

事業計画

- ・被保険者の特定保健指導実施率の向上
- ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上
- ・特定保健指導の質の向上

KPI

特定保健指導実施率を26.1%以上とする
(内訳)

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を25.8%以上とする (対象者数：98,236人、実施見込者数：25,370人)
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を27.7%以上とする (対象者数：7,248人、実施見込者数：2,010人)

主な実施内容と結果

自己評価

C

		令和4年度					令和3年度			
		KPI	目標値	対象者数	実施件数		実施率	実施件数		実施率
特定保健指導		26.1%	27,503	92,448	10,579		11.4%	11,413		12.3%
内 訳	被保険者	25.8%	25,493	89,098	(協会保健師)	9,707	10.9%	(協会保健師)	10,784	12.1%
					3,596			(外部委託分)		
	6,111	(外部委託分)	6,758							
被扶養者		27.7%	2,010	3,350	872		26.0%	629		17.6%

《被保険者の特定保健指導実施率の向上》

- ・最も利便性の良い健診当日の特定保健指導実施を促進するため、委託機関へ年度当初の実施計画策定と進捗管理、実施にあたっての課題解消を図るためのヒアリングを適宜実施した。
- ・支部保健師の訪問が困難な地域については専門事業者による実施等を組み合わせ、実施件数のさらなる増加を図ったが、新型コロナウイルスの感染拡大（令和4年1～3月）で初回面談実施数が減少した影響等により、実施件数は9,707件、実施率は10.9%となった。

《被扶養者の特定保健指導実施率の向上》

- ・協会主催の無料特定健診では、対象者の9割が健診当日型指導を実施しており非常に効果が高いことから、指導対象者への確実な特定保健指導の実施に向けて、委託機関との調整を引き続き行った。
- ・令和4年度の実施件数は872件、実施率は26.0%となった。

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

主な実施内容と結果

《特定保健指導の質の向上》

- 特定保健指導実施機関の保健指導者を対象とした合同研修会を12月に開催し、今後の制度見直しの方向性等の学習、各実施機関の現状や対象者を確実に特定保健指導につなげるための工夫などを共有した。保健指導者が抱えている課題や改善のための具体的な取り組みを共有することで、保健指導者のモチベーション及び特定保健指導の質の向上を図ることができた。（24機関44名参加）
- 全体の実施率は11.4%となり、KPI（26.1%）の達成に至らなかった。今後、対象者数の伸びはさらに続くことから、健診当日の特定保健指導等の外部委託による効率化を進めて改善していく。

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進

事業計画

- ・医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進
- ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進

KPI

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする

主な実施内容と結果

自己評価

C

勧奨結果（R4.4～R5.3）

年度	一次勧奨	二次勧奨
令和4年度	25,842件	4,886件
令和3年度	20,044件	9,099件

令和3年度健診分 受診率（3年10月～4年9月勧奨）

7.98%

勧奨基準値

勧奨基準値	収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDL
一次対象者	160mmHg以上	160mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上
二次対象者	180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上	—

《医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進》

- ・支部においては、本部が実施する一次勧奨のうち、重症域で受診が確認できない者（健診受診月を含む3か月以内）へ、かかりつけ医等への受診を促す二次勧奨（文書勧奨）を実施。
- ・令和4年度から、健診機関による健診受診当日の受診勧奨について22機関と契約を締結しスタート。健診結果で「要治療」「要精密」と判定された者2,669人に受診勧奨を実施。（令和5年6月現在で578名の受診済・受診予定を確認している。）

《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進》

- ・治療中断者への受診再開勧奨について、札幌市医師会東区支部と連携し、札幌市東区在住の対象者へ令和5年3月より送付を開始した。（14人）

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iv) コラボヘルスの推進

事業計画

- (1) 健康宣言基本モデルの標準化
- (2) 宣言事業所数の拡大
- (3) 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上
- (4) 行政等との連携の強化
- (5) ヘルスリテラシーの向上
- (6) メンタルヘルス対策の推進

KPI

健康宣言事業所数を2,650事業所以上とする。

自己評価

A

主な実施内容と結果

	令和4年度	令和3年度
健康事業所宣言事業所数	2,771事業所	2,465事業所

《健康宣言基本モデルの標準化》

- 本部より示された宣言項目（健診受診率・特定保健指導実施率等）として盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化に伴い、宣言のパンフレットやエントリーシートの見直しを行った。
- 10月に全宣言事業所2,533社に対し、基本モデルの周知および切り替えの勧奨文書（再エントリー勧奨）を送付した。
- 2月に健診受診率90～100%の宣言事業所772社に対し、基本モデルへの切り替えの勧奨文書（再エントリー勧奨）を送付した。

《宣言事業所数の拡大》

- 健診データの提供がなく、かつ被保険者が概ね8人以上在籍する、14,569事業所を対象に、連名（行政機関・経済団体等）による勧奨文書を11月から2月の間に4回に分けて発送するとともに、当該約14,569事業所のうち、被保険者が概ね12人以上在籍する7,028事業所を対象として、勧奨文書の送付から一定期間経過後に、外部委託による電話勧奨を実施した。
- 10人以上の健診結果を保有する5,559事業所に対し、事業所カルテを活用した勧奨文書を10月に送付するとともに、一定期間経過後に電話勧奨を実施した。

《宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上》

- 10月に、事業所自らの健康づくりの推進を図ることを目的として、宣言事業所2,533社に対し、事業所カルテを送付し、自社の健康課題の情報提供を行ったほか、併せて健康経営優良法人2023の募集開始・認定取得にかかるセミナーの開催等の情報提供を行った。
- 支部保健師等による総合的な事業所支援（事業所カルテ等を踏まえた課題の抽出から、課題解決までの一連のプロセスを支援）として、事務職と同行にて13事業所を訪問、また支部保健師等が単独で84事業所を訪問し、支部保健師による受診勧奨（面談・手紙）や、従業員の家族（被扶養者）の健診受診率向上を図る取り組み（事業所代表取締役・支部長の連名による文書勧奨）を行う等、フォローアップメニューの充実を図っている。

《次項に続きます》

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iv) コラボヘルスの推進

主な実施内容と結果

《行政等との連携の強化》

- 健康経営の普及促進にかかる連携協定締結先と、健康経営の推進をテーマとしたセミナーを共催した。
 - 6月：明治安田生命保険相互会社（オンライン）
 - 9月：大塚製薬株式会社（ハイブリッド）
 - 12月：明治安田生命保険相互会社（会場）
 - 2月：SOMPOひまわり生命保険株式会社（ハイブリッド）

《ヘルスリテラシーの向上》

- 医療費適正化の取り組みの1つとして、若年層を中心としたヘルスリテラシー向上を図るため、令和4年12月から令和5年2月にかけて、SNS広告を活用した「上手な医療のかかり方」に関する広報を実施した。具体的にはTwitter広告、Instagram及びFacebook広告、YouTube広告を実施、とくにTwitter広告におけるエンゲージメント率は1.47%と平均目安（約0.6～1.0%）以上の結果となり効果的であった。

《メンタルヘルス対策の推進》

- 10月に北海道医師会・北海道産業保健総合支援センターと連携し、札幌市の会場にてメンタルヘルスをテーマとした「健康づくり講演会」を開催した。
- 開催にあたっては、集合参加とオンライン（YouTube）参加を組み合わせたハイブリット形式を採用することによって、参加者の最大化を図った。

【参加者数】会場：31名 オンライン：138名

(Twitter投稿イメージ)

少し体調が悪いけど、忙しくて病院に行く時間がない…。
そんなとき、スイッチ OTC 医薬品という選択肢はいかがでしょうか。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/cat080/switch_otc/

#鼻炎
#花粉症
#市販薬
#薬局
#ドラッグストア
#漫画
#マンガ
#マンガが読めるハッシュタグ
#せるめ家健康記



II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 v) 支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進

事業計画

- (1) 喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）
- (2) 喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）

KPI

被保険者の喫煙率について、38.28%以下とする

自己評価

B

データヘルス計画

目標 平成27年度実績で全国平均より8.02%ポイント高い北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、平成39年度までに36.44%以下(全国平均との乖離幅を半減)とする

主な実施内容と結果

喫煙率の推移

NEW

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北海道	42.43%	41.87%	41.14%	40.27%	39.59%	37.00%	36.87%
全国	34.41%	34.05%	33.57%	32.96%	31.97%	30.48%	29.90%
全国との差	8.02%	7.82%	7.57%	7.31%	7.62%	6.52%	6.97%

《喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）》

- ・ 支部保健師による出前健康づくり講座において、分煙・禁煙の重要性に関する周知を図った。
- ・ 事業所訪問時（宣言事業所に対するフォローアップ）において、ポスター・パンフレット・DVD等の禁煙啓発資材を提供した。
- ・ 宣言事業所に対し、支部で保有する禁煙啓発に関する各種資材の周知・配付を行った。
- ・ 禁煙推進セミナーについて、各事業所等からの要望に対応し、必要な時にいつでも情報が取得できるようセミナー動画を作製し、YouTubeにより配信を行った。

《喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）》

- ・ 医師による簡易禁煙指導について、38健診機関と委託契約を締結し、28,254件実施した。
- ・ リスクスコアを活用した禁煙勧奨個別通知について、29,981人に対し送付を行い、能動的な禁煙を促進した。
- ・ 国立がん研究センターが実施する実証実験事業（専門の研究チームが各事業所における喫煙対策について、オーダーメイド型のマニュアルを作成のうえ、事業主及び健康管理担当者との約6ヶ月間に渡る面談等を通じて、喫煙率低減を図る取組）について、参加決定となった6事業所のうち4事業所で事業を実施した。（残りの2事業所については、5年度に実施予定。）
- ・ ハイリスクアプローチ関係の要の事業である、「医師による簡易禁煙指導」、「禁煙勧奨個別通知」にかかる**令和元～2年度の効果測定を行った結果、喫煙者の減少に大きく寄与しており、効果的な事業であることが確認**できた。詳細は次ページのとおり。

II. 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 v) 支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進

＜取組結果（効果測定結果）＞ ※1 令和3年度はR4.4-R5.2の間に健診を受診した者を対象

医師による簡易禁煙指導					
取組年度	指導実施者	効果測定対象者	喫煙者→非喫煙者		
令和2年度	21,927人	16,279人	1,091人 (6.7%)	男	女
				783人 (6.0%)	308人 (9.7%)
令和3年度 (中間) ※1	29,103人	17,976人	1,164人 (6.5%)	男	女
				878人 (6.1%)	286人 (7.8%)

リスクスコアを活用した喫煙者に対する個別通知					
取組年度	通知実施者	効果測定対象者	喫煙者→非喫煙者		
令和2年度	29,999人	21,881人	2,326人 (10.6%)	男	女
				1,951人 (10.4%)	375人 (12.3%)
令和3年度 (中間) ※1	29,993人	21,130人	2,040人 (10.2%)	男	女
				1,424人 (9.3%)	616人 (10.7%)

- 支部独自で設定しているKPIを達成しているほか、令和元年度からの重点事業（簡易禁煙指導、禁煙個別通知）の効果の高さが認められており、現在も当該事業の強化を図っていることを踏まえると、今後も継続的な喫煙率低減が期待できる。

また、がん研究センターによる実証実験についても、今後、参加事業所が「事業所自らが行う効果的な禁煙推進方法のノウハウ」を取得することによって、社内の喫煙率低減が期待できるほか、その成功事例を他事業所に展開すること等によって、取組の発展・強化も期待できる。

II. 戦略的保険者機能関係

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

事業計画

- (1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進
- (2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.5%以上とする

主な実施内容と結果

自己評価

B

項目	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
健康保険委員委嘱者数	6,265人	6,899人	7,786人	8,669人	8,953人
健康保険委員カバー率	36.63%	38.42%	39.55%	41.48%	42.84%

《支部広報計画に基づく広報活動の推進》

- 「支部広報計画」を策定し、計画を踏まえて地域の実情や時節柄等に応じた広報を実施した。（通年）
- 若年層を中心とした加入者のヘルスリテラシー向上を図るため、SNS（Twitter広告など）を活用し、「上手な医療のかかり方（スイッチOTC医薬品）」の周知及び普及促進を図った。作成した広告用マンガを活用し、各SNSの媒体で広報を行った。（12～2月）

（実施結果）

ポピュレーションアプローチであり、定量的かつ直接的な効果測定は困難であるが、実施媒体の情報拡散効果が高く、効果的な広報ツールであったと評価する。

- Twitter広告：インプレッション数：11,815,716回、エンゲージメント数：173,456回、エンゲージメント率：1.47%
- Instagram広告：インプレッション数：1,582,914回、エンゲージメント数：7,125回、エンゲージメント率：0.45%
- Facebook広告：インプレッション数：2,623,208回、エンゲージメント数：11,565回、エンゲージメント率：0.43%
- YouTube広告：インプレッション数：881,745回、エンゲージメント数：303,047回、エンゲージメント率：34.37%、
視聴回数：148,544回、視聴率：16.85%

《健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化》

- 健康保険委員委嘱者数拡大のため、納入告知書同封チラシでの勧奨、新規適用事業所、事業所所在地・規模別の勧奨等を実施した結果、令和4年度末時点のカバー率は42.84%、委嘱者数8,953人となった。カバー率は前年度末と比べ1.36%増加したものの、KPIである44.5%以上の達成には至らなかった。（通年）
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン（YouTube）形式による「健康保険委員研修会」を開催した。講演内容は、外部有識者による健康づくりに関するテーマ及び協会職員による健康保険実務に関するテーマとした。（9月・2月）

II. 戦略的保険者機能関係

3. ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- (1) 課題分析の推進
- (2) 医療機関・薬局へのアプローチ
- (3) 加入者へのアプローチ
- (4) 北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携

KPI

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度(82.3%)以上とする
※) 内科、DPC、歯科、調剤

主な実施内容と結果

自己評価

B

《課題分析の推進》

- 11月及び4月にジェネリックカルテやデータブックが本部から支部へ提供され、支部ごとの阻害要因の確認を行っている。

《医療機関・薬局へのアプローチ》

- 一定数量以上の処方数量のある医療機関と全薬局を対象に、自医療機関（薬局）におけるジェネリック医薬品の処方（調剤）割合等を見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付した。（3月）

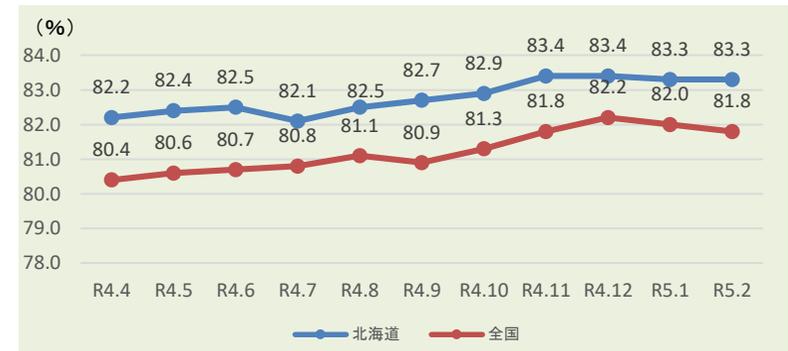
《加入者へのアプローチ》

- 協会全体で年度内2回「ジェネリック医薬品軽減額通知」を実施。なお、昨今の医薬品の供給不足や安全性・品質管理等の問題で供給に問題があると厚生労働省が判断した医薬品を除外するなどの対応をとっている。（8月、2月）

《北海道・北海道薬剤師会・他の保険者等との連携》

- 連携協定を締結済の札幌市とジェネリック使用促進がテーマのポスターコンクールも共同で開催、作製したポスター（1,000部）を札幌市内の主要な施設等に掲示し、周知・広報を図った。（10月）
- ジェネリック医薬品の調剤割合が支部平均以上の薬局に対し、北海道薬剤師会と連名による認定書を作成のうえ、令和5年3月に送付予定としていたが、ジェネリック医薬品の品質（安全性）に関する重大事案等を受け、実施を見送った。

令和4年度 ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）



Ⅱ. 戦略的保険者機能関係

4. インセンティブ制度の着実な実施

事業計画

・周知広報の確実な実施

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《周知広報の確実な実施》

- ・ 支部ホームページ、定期広報媒体（納入告知書同封チラシ、メールマガジン、健康保険委員向け広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙）を活用し、積極的にインセンティブ制度の周知広報を実施した。（通年）
- ・ 社会保険委員会研修会において、制度説明とともに、特定健診の実施をはじめとした評価の実施について理解を求めた。（通年）

II. 戦略的保険者機能関係

5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

事業計画

- (1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
- (2) 医療提供体制に係る意見発信
- (3) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
- (4) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

主な実施内容と結果

自己評価

B

《医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信》

- 札幌圏地域医療構想調整会議（11月）、北網圏地域の地域医療構想調整会議（3月）に参画。（コロナ後の会議再開となり、報告確認事項中心）

《医療提供体制に係る意見発信》

《医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信》

- 北海道内に設置された21の地域医療構想調整会議の全てに参画している国保代表者を通じ、被用者保険の意見を発信すべく、北海道保険者協議会と調整し、北海道保険者協議会の場において、二次・一次医療圏単位の流入出状況等を提供した。（12月）
- 引き続き、北海道内の地域医療構想調整会議の場等での議論にあたっての基礎資料とするよう要請する予定である。

《上手な医療のかかり方に係る働きかけ》

- 保険医療機関又は保険薬局で、OTC医薬品に代替可能な花粉症薬の処方を受けた加入者に対し、切り替えのメリット等を訴求した「OTC医薬品利用促進通知書」を10,000人に対し送付した。（2月）
- 併せて、当該通知が送達されるタイミングを狙い、「OTC医薬品のメリット」についてのSNS広告（Twitter広告など）を実施し、双方の取り組みの相乗効果を図った。
- 令和5年10月を目途に、個別通知の効果測定結果をまとめる予定としている。

（個別通知サンプル）

The flyer is titled "症状や状況に応じてお薬をスマートチョイス 処方薬とOTC医薬品" (Smart Choice of Medication Based on Symptoms and Situation: Prescribed Medication and OTC Medication). It is from the National Health Insurance Association of Hokkaido. The main message is "OTC医薬品は便利な医薬品です" (OTC Medication is Convenient Medication). It lists benefits: "病院に行けない" (Can't go to the hospital), "移動で持ち帰る" (Convenient to carry home), "人混みを避けたい" (Want to avoid crowds), and "節約したい" (Want to save). It includes a table for switching from prescribed to OTC medication and a QR code for more information.

OTC医薬品	処方薬	成分名

II. 戦略的保険者機能関係

6. 調査研究の推進

事業計画

- (1) 支部による医療費等の分析
- (2) 外部有識者を活用した調査研究の実施
- (3) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

KPI

設定なし

主な実施内容と結果

自己評価

B

《支部による医療費分析》

《外部有識者を活用した調査研究の実施》

- 北海道医療大学と共同で実施した「歯周疾患と生活習慣病等の関連性」に関する研究成果について、協会けんぽ本部が発行する「令和4年度調査研究報告書」に寄稿し掲載された。(11月)
- 協会けんぽ「調査研究フォーラム」(令和5年実施)にて、ポスター発表実施支部に選定された。(2月)
- 令和4年度に実施した研究結果は引き続き調査研究報告書へ投稿するほか、今年度中の支部評議会や、広報にて公表予定。

《調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信》

- 上記共同研究を発展させた取組として、令和3年度2月における健診結果及びレセプトデータを活用し、かみ合わせに自覚症状があり、血糖値の検査数値が基準以上であって、かつ1年以上歯科治療がなされていない6,000人に対し、歯科受診勧奨通知を送付した。(12月)
- 今回は健康教育(身体活動・運動や食生活・栄養等)を通じたヘルスリテラシーの向上も企図し、口内環境についての冊子を同封し通知をすることにより、セルフケアを含めた対象者の行動変容を促すこととし、施策の強化を図った。
- 歯科受診につながったか、今夏取得予定の歯科レセプトデータから確認を行う予定。

(啓発冊子)



(個別通知サンプル)



お口のケアをして
体の健康を
守りませんか?

歯周病は定期受診が重要

歯周病の有病率
(35歳以上)

あなたの前回受診

約52%
2人に1人
以上

2年
以上前です

Ⅲ. 組織・運営体制関係

Ⅲ. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

事業計画

- (1) 評価者研修等を通じた管理職のマネジメント能力強化
- (2) 適切な人員配置

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《評価者研修等を通じた管理職のマネジメント能力強化》

- 令和4年度上期の人事評価面談等、様々な機会を捉え、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図った。

《適切な人員配置》

- 山崩し活動の定着化やシステム刷新による成果として、基盤的保険者機能から戦略的保険者機能への人員創出を実施した。

2. 人事評価制度の適正な運用

事業計画

- 評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《評価者研修等を通じた人事評価制度の適正な運用の徹底》

- 管理職の会議など日々のOJTを通じて、二次評価者（部長）から一次評価者（グループ長、グループ長補佐）に対する指導を実施した。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

3. OJTを中心とした人材育成

事業計画

- ・支部独自研修等を通じた人材育成

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《支部独自研修等を通じた人材育成》

- ・ 契約職員の新規採用時研修及びフォローアップ研修を随時実施することで、個人情報保護など重要事項の徹底を図った。
- ・ 本部の行う自己点検と連動するように、支部独自の情報セキュリティ研修等を実施し研修効果を高めた。また、管理職向けの労務管理研修や担当者向けの調達事務研修など、実務上の必要性に即したタイムリーな研修を実施することで、職員の多能化を図った。

Ⅱ) 内部統制に関する取組

1. リスク管理

事業計画

- (1) リスク意識や危機管理能力の向上
- (2) 業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施
- (3) 大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施

主な実施内容と結果

KPI

設定なし

自己評価

B

《リスク意識や危機管理能力の向上》

- ・ 個人情報の取扱いにかかる独自研修を9月に実施した。また、コンプライアンス委員会（毎月）、個人情報保護管理委員会（6月、12月）を開催し、支部内におけるグループ間連携の強化を行うと共に、リスク管理等の徹底を図った。

《業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施》

- ・ 業務実施状況等の確認を目的とした自主点検を年間2回実施し、間接システム刷新への対応など問題点の洗い出しと改善を図った。

《大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施》

- ・ 業務時間外の安否状況等の確認訓練や大規模災害時の対策本部にかかるシミュレーションなど、突発的な事象に対応できるよう訓練の充実を図った。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

2. コンプライアンスの徹底

事業計画

・コンプライアンス遵守の徹底

KPI

設定なし

自己評価

B

主な実施内容と結果

《コンプライアンス遵守の徹底》

- ・ コンプライアンス委員会（毎月）や個人情報保護管理委員会（半期に1回、6月・12月）を開催し、リスク管理等の強化を図っている。
- ・ 9月に全職員を対象としたコンプライアンス研修やハラスメント研修を実施してコンプライアンス遵守の徹底を図った。

Ⅲ) その他の取組

1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

事業計画

・調達における競争性の向上

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

自己評価

A

主な実施内容と結果

《調達における競争性の向上》

- ・ 事業部門と調達部門が連携して、十分な公告日数を確保するとともに、インターネット等で調達案件の応札が可能と考えられる事業者に対し個別に声掛けを行う等、一般競争入札参加者の最大化を図った。

【一般競争入札に占める一者応札案件の割合（令和4年度結果）：12.5%】